

「各種事務事業の取扱い」(その2)

12 福祉・保健・医療 分科会 (医療費助成)

ページ	事務事業コード	各種事務事業	分類	調整方針案
32	040109	妊産婦の医療費助成	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。経過措置として、制度統一により、対象除外となる人には、出産した翌月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。
33	040108	ひとり親家庭等の医療費助成	合併後に統一	長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。経過措置として、制度統一により、入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成17年9月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。
34	040107	乳幼児の医療費助成	合併後に統一	越路町、山古志村、小国町の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、入院時食事療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とする。経過措置として、制度統一により、入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成17年8月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。
35	040106	精神障害者の医療費助成	合併後に統一	長岡市、越路町の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、入院時食事療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とする。経過措置として、制度統一により、対象除外となる人及び対象者のうち入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成17年9月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。
36	040105	重度心身障害者の医療費助成	合併後に統一	長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。経過措置として、制度統一により、対象除外となる人及び対象者のうち入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成17年8月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。
37	040104	老人の医療費助成	合併後に統一	中之島町、三島町、山古志村の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。経過措置として、制度統一により、対象除外となる人には、平成17年7月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。
38	040103	老人保健医療費適正化事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
39	040101	老人保健法による医療制度(国制度)	現行どおり	国制度であり、調整不要。

印は、長岡地域任意合併協議会で協議された事務事業。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 3日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
12 福祉・保健・医療	04 保健・医療	01 医療費助成	09 妊産婦の医療費助成	
長岡市	中之島町	越路町		
(1)対象者 母子健康手帳の交付者であって市民税非課税世帯若しくは市民税均等割のみ課税世帯又は所得税非課税世帯の妊産婦 (2)対象除外 生活保護法による被保護者 (3)助成内容 母子健康手帳交付の翌月又は、申請月(どちらか遅い方)から出産した月の翌月末日までの医療費の本人負担額から、一部負担金を除いた額及び入院時食事療養費(市町村市民税非課税世帯)を助成 (4)一部負担金 ・通院1回530円(月4回まで) ・入院1日1,200円 (5)事業費負担 市10/10 (6)窓口 国保医療課医療給付係	なし	なし		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	(1)対象者 小国町に住所を有する妊産婦 (2)対象除外 生活保護法による保護を受けている世帯の妊産婦 (3)助成内容 妊娠証明書付きの申請書を提出した翌月の初日から出産した月の翌月末日までの医療費の本人負担額から、一部負担金を除いた額を助成 (4)一部負担金 ・通院1回530円(月4回まで) ・入院1日1,200円 (5)事業費負担 町10/10 (6)窓口 福祉保健課保健係	助成事業の相違 実施...長岡市、小国町 未実施...4町村 所得制限 あり...長岡市 なし...小国町	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。経過措置として、制度統一により、対象除外となる人には、出産した翌月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 3日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
12 福祉・保健・医療	04 保健・医療	01 医療費助成	08	ひとり親家庭等の医療費助成
長岡市	中之島町	越路町		
(1)対象者 一人親家庭の父又は母及びその児童 (県基準どおり)	(1)対象者 同左	(1)対象者 同左		
(2)対象除外 県基準どおり	(2)対象除外 同左	(2)対象除外 同左		
(3)助成内容 ・医療費の本人負担額から一部負担金を 除いた額 ・入院時食事療養費 課税世帯 なし 非課税世帯 あり	(3)助成内容 同左 ・入院時食事療養費 課税世帯 なし 非課税世帯 あり	(3)助成内容 同左 ・入院時食事療養費 課税世帯 なし 非課税世帯 あり		
(4)一部負担金 ・通院1回530円(月4回まで) ・入院1日1,200円	(4)一部負担金 同左	(4)一部負担金 同左		
(5)事業費負担 県1/2 市町村1/2	(5)事業費負担 同左	(5)事業費負担 同左		
(6)窓口 国保医療課医療給付係	(6)窓口 保健福祉課福祉係	(6)窓口 保健福祉課福祉係		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
(1)対象者 一人親家庭の父又は母及びその児童 (県基準どおり)	(1)対象者 同左	(1)対象者 同左	入院時食事療養費助成の相違 市町村民税非課税世帯のみ助成...5市町村 市町村民税課税世帯も助成...小国町	長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志 村の制度に統一する。ただし、合併年度は現行 どおりとする。経過措置として、制度統一によ り、入院時食事療養費の助成が受けられなくな る人には、平成17年9月末日までの間、統一 する助成内容で助成を行う。
(2)対象除外 県基準どおり	(2)対象除外 同左	(2)対象除外 同左		
(3)助成内容 ・医療費の本人負担額から一部負担金を 除いた額 ・入院時食事療養費 課税世帯 なし 非課税世帯 あり	(3)助成内容 同左 ・入院時食事療養費 課税世帯 なし 非課税世帯 あり	(3)助成内容 同左 ・入院時食事療養費 課税世帯 あり 非課税世帯 あり		
(4)一部負担金 ・通院1回530円(月4回まで) ・入院1日1,200円	(4)一部負担金 同左	(4)一部負担金 同左		
(5)事業費負担 県1/2 市町村1/2	(5)事業費負担 同左	(5)事業費負担 同左 入院時食事療養費課税世帯の助成は市町村 10/10		
(6)窓口 住民福祉課福祉係	(6)窓口 保健福祉課保健福祉係	(6)窓口 福祉保健課福祉係		

各種事務事業の取扱いに関する調整方針 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 3日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業																															
12 福祉・保健・医療	04 保健・医療	01 医療費助成	07 乳幼児の医療費助成																															
長岡市	中之島町	越路町																																
(1)対象者 <table border="1"> <tr><td>通院</td><td>4歳未満児まで</td></tr> <tr><td>入院</td><td>6歳児(就学前)まで</td></tr> </table> 9月1日から通院は5歳未満児までに拡大 (2)対象除外(幼児) <table border="1"> <tr><td>所得制限</td><td>なし</td></tr> </table> (3)助成内容 医療費の本人負担額から、一部負担金を除いた額を助成 入院時食事療養費の助成 <table border="1"> <tr><td>課税世帯</td><td>なし</td></tr> <tr><td>非課税世帯</td><td>乳児あり(幼児なし)</td></tr> </table> (4)一部負担金 通院1回530円(月4回まで) 入院1日1,200円 (5)事業費負担 県1/2 市町村1/2 市町村上乗せ部分は 10/10 (県基準:通院3歳未満児、入院4歳未満児) (6)窓口 国保医療課医療給付係	通院	4歳未満児まで	入院	6歳児(就学前)まで	所得制限	なし	課税世帯	なし	非課税世帯	乳児あり(幼児なし)	(1)対象者 <table border="1"> <tr><td>通院</td><td>3歳未満児まで</td></tr> <tr><td>入院</td><td>4歳未満児まで</td></tr> </table> (2)対象除外(幼児) <table border="1"> <tr><td>所得制限</td><td>なし</td></tr> </table> (3)助成内容 同左 入院時食事療養費の助成 <table border="1"> <tr><td>課税世帯</td><td>なし</td></tr> <tr><td>非課税世帯</td><td>乳児あり(幼児なし)</td></tr> </table> (4)一部負担金 同左 (5)事業費負担 同左 (6)窓口 保健福祉課保健環境係	通院	3歳未満児まで	入院	4歳未満児まで	所得制限	なし	課税世帯	なし	非課税世帯	乳児あり(幼児なし)	(1)対象者 <table border="1"> <tr><td>通院</td><td>6歳児(就学前)まで</td></tr> <tr><td>入院</td><td>6歳児(就学前)まで</td></tr> </table> (2)対象除外(幼児) <table border="1"> <tr><td>所得制限</td><td>なし</td></tr> </table> (3)助成内容 同左 入院時食事療養費の助成 <table border="1"> <tr><td>課税世帯</td><td>なし</td></tr> <tr><td>非課税世帯</td><td>乳児あり(幼児なし)</td></tr> </table> (4)一部負担金 同左 (5)事業費負担 同左 (6)窓口 保健福祉課健康増進係	通院	6歳児(就学前)まで	入院	6歳児(就学前)まで	所得制限	なし	課税世帯	なし	非課税世帯	乳児あり(幼児なし)		
通院	4歳未満児まで																																	
入院	6歳児(就学前)まで																																	
所得制限	なし																																	
課税世帯	なし																																	
非課税世帯	乳児あり(幼児なし)																																	
通院	3歳未満児まで																																	
入院	4歳未満児まで																																	
所得制限	なし																																	
課税世帯	なし																																	
非課税世帯	乳児あり(幼児なし)																																	
通院	6歳児(就学前)まで																																	
入院	6歳児(就学前)まで																																	
所得制限	なし																																	
課税世帯	なし																																	
非課税世帯	乳児あり(幼児なし)																																	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案																														
(1)対象者 <table border="1"> <tr><td>通院</td><td>3歳未満児まで</td></tr> <tr><td>入院</td><td>6歳児(就学前)まで</td></tr> </table> (2)対象除外(幼児) <table border="1"> <tr><td>所得制限</td><td>通院あり、入院なし</td></tr> </table> (3)助成内容 医療費の本人負担額から、一部負担金を除いた額を助成 入院時食事療養費の助成 <table border="1"> <tr><td>課税世帯</td><td>なし</td></tr> <tr><td>非課税世帯</td><td>乳児あり(幼児なし)</td></tr> </table> (4)一部負担金 通院1回530円(月4回まで) 入院1日1,200円 (5)事業費負担 県1/2 市町村1/2 市町村上乗せ部分は 10/10 (県基準:通院3歳未満児、入院4歳未満児) (6)窓口 住民福祉課保健指導係	通院	3歳未満児まで	入院	6歳児(就学前)まで	所得制限	通院あり、入院なし	課税世帯	なし	非課税世帯	乳児あり(幼児なし)	(1)対象者 <table border="1"> <tr><td>通院</td><td>6歳児(就学前)まで</td></tr> <tr><td>入院</td><td>6歳児(就学前)まで</td></tr> </table> (2)対象除外(幼児) <table border="1"> <tr><td>所得制限</td><td>なし</td></tr> </table> (3)助成内容 同左 入院時食事療養費の助成 <table border="1"> <tr><td>課税世帯</td><td>なし</td></tr> <tr><td>非課税世帯</td><td>乳児あり(幼児なし)</td></tr> </table> (4)一部負担金 同左 (5)事業費負担 同左 (6)窓口 保健福祉課保健福祉係	通院	6歳児(就学前)まで	入院	6歳児(就学前)まで	所得制限	なし	課税世帯	なし	非課税世帯	乳児あり(幼児なし)	(1)対象者 <table border="1"> <tr><td>通院</td><td>6歳児(就学前)まで</td></tr> <tr><td>入院</td><td>6歳児(就学前)まで</td></tr> </table> (2)対象除外(幼児) <table border="1"> <tr><td>所得制限</td><td>なし</td></tr> </table> (3)助成内容 同左 入院時食事療養費の助成 <table border="1"> <tr><td>課税世帯</td><td>乳児あり(幼児なし)</td></tr> <tr><td>非課税世帯</td><td>乳児あり(幼児なし)</td></tr> </table> (4)一部負担金 同左 (5)事業費負担 同左 (6)窓口 福祉保健課保健係	通院	6歳児(就学前)まで	入院	6歳児(就学前)まで	所得制限	なし	課税世帯	乳児あり(幼児なし)	非課税世帯	乳児あり(幼児なし)	助成対象年齢の相違 所得制限導入の相違 入院時食事療養費助成の相違	越路町、山古志村、小国町の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、入院時食事療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とする。経過措置として、制度統一により、入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成17年8月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。
通院	3歳未満児まで																																	
入院	6歳児(就学前)まで																																	
所得制限	通院あり、入院なし																																	
課税世帯	なし																																	
非課税世帯	乳児あり(幼児なし)																																	
通院	6歳児(就学前)まで																																	
入院	6歳児(就学前)まで																																	
所得制限	なし																																	
課税世帯	なし																																	
非課税世帯	乳児あり(幼児なし)																																	
通院	6歳児(就学前)まで																																	
入院	6歳児(就学前)まで																																	
所得制限	なし																																	
課税世帯	乳児あり(幼児なし)																																	
非課税世帯	乳児あり(幼児なし)																																	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 3日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
12 福祉・保健・医療	04 保健・医療	01 医療費助成	06 精神障害者の医療費助成	
長岡市	中之島町	越路町		
(1)対象者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者等 (2)対象除外 ・生活保護法による被保護者 ・措置入院している者 ・老人保健法による医療受給者・70歳以上 (3)助成内容(精神科のみ) 入院の医療費 自己負担額の1/3 ただし、附加給付を除き15,000円を限度 食事療養費 課税世帯 なし 非課税世帯 なし 通院の医療費 自己負担額の1/3 ただし、附加給付を除き2,000円を限度 (4)事業費負担 市町村10/10 (5)窓口 国保医療課医療給付係	(1)対象者 同左 (2)対象除外 ・生活保護法による被保護者 ・措置入院している者 (3)助成内容(精神科のみ) 入院の医療費 自己負担額の5割 ただし、2万円を限度 食事療養費 課税世帯 なし 非課税世帯 なし 通院の医療費 なし (4)事業費負担 同左 (5)窓口 保健福祉課保健環境係	(1)対象者 同左 (2)対象除外 同左 (3)助成内容(精神科のみ) 入院の医療費 自己負担額の1/3 ただし、附加給付を除く 食事療養費 課税世帯 なし 非課税世帯 なし 通院の医療費 自己負担額の1/3 ただし、附加給付を除く (4)事業費負担 同左 (5)窓口 保健福祉課健康増進係		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
(1)対象者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者等 (2)対象除外 ・生活保護法による被保護者 ・措置入院している者 (3)助成内容(精神科のみ) 入院の医療費 自己負担額のうち、1,000円未満を除く7,000円を限度額 食事療養費 課税世帯 なし 非課税世帯 なし 通院の医療費 自己負担額のうち、1,000円未満を除く7,000円を限度額 (4)事業費負担 市町村10/10 (5)窓口 住民福祉課保健指導係	(1)対象者 同左 (2)対象除外 同左 (3)助成内容(精神科のみ) 入院の医療費 自己負担額の1/3 食事療養費 課税世帯 自己負担額の1/3 非課税世帯 全額助成 通院の医療費 通院交通費の助成 (4)事業費負担 同左 (5)窓口 保健福祉課保健福祉係	(1)対象者 同左 (2)対象除外 同左 (3)助成内容(全科対象) 入院の医療費 自己負担額の5割 500円未満を除く 食事療養費 課税世帯 なし 非課税世帯 なし 通院の医療費 自己負担額の5割 500円未満を除く (4)事業費負担 同左 (5)窓口 福祉保健課保健係	助成額の相違	長岡市、越路町の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、入院時食事療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とする。経過措置として、制度統一により、対象除外となる人及び対象者のうち入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成17年9月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。 70歳未満の精神科医療費を対象

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 3日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業												
12 福祉・保健・医療	04 保健・医療	01 医療費助成	05 重度心身障害者の医療費助成												
長岡市	中之島町	越路町													
(1)対象者 次のいずれかに該当する者 ・身体障害者手帳1～3級所持者 ・療育手帳A所持者 ・その他上記と同程度以上の障害を有し、知事の承認を受け、市町村長が認定した者 (2)対象除外 県基準どおり (3)所得制限 <input type="checkbox"/> あり (4)助成内容 ・医療費本人負担額から他法負担及び一部負担金を除いた額 ・訪問看護基本利用料から一部負担金を除いた額 ・入院時食事療養費の助成 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="border: 1px solid black;">課税世帯</td><td style="border: 1px solid black;">なし</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">非課税世帯</td><td style="border: 1px solid black;">あり</td></tr> </table> (5)一部負担金 通院1回530円(月4回まで) 入院1日1,200円 訪問看護 1回250円 (6)事業費負担 県1/2 市町村1/2 (7)窓口 国保医療課医療給付係	課税世帯	なし	非課税世帯	あり	(1)対象者 同左 (2)対象除外 同左 (3)所得制限 <input type="checkbox"/> あり (4)助成内容 同左 ・入院時食事療養費の助成 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="border: 1px solid black;">課税世帯</td><td style="border: 1px solid black;">なし</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">非課税世帯</td><td style="border: 1px solid black;">あり</td></tr> </table> (5)一部負担金 同左 (6)事業費負担 同左 (7)窓口 保健福祉課福祉係	課税世帯	なし	非課税世帯	あり	(1)対象者 同左 (2)対象除外 同左 (3)所得制限 <input type="checkbox"/> あり (4)助成内容 同左 ・入院時食事療養費の助成 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="border: 1px solid black;">課税世帯</td><td style="border: 1px solid black;">なし</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">非課税世帯</td><td style="border: 1px solid black;">あり</td></tr> </table> (5)一部負担金 同左 (6)事業費負担 同左 (7)窓口 保健福祉課福祉係	課税世帯	なし	非課税世帯	あり	
課税世帯	なし														
非課税世帯	あり														
課税世帯	なし														
非課税世帯	あり														
課税世帯	なし														
非課税世帯	あり														
三島町	山古志村	小国町	課 題												
(1)対象者 次のいずれかに該当する者 ・身体障害者手帳1～3級所持者 ・療育手帳A所持者 ・その他上記と同程度以上の障害を有し、知事の承認を受け、市町村長が認定した者 (2)対象除外 県基準どおり (3)所得制限 <input type="checkbox"/> あり (4)助成内容 ・医療費本人負担額から他法負担及び一部負担金を除いた額 ・訪問看護基本利用料から一部負担金を除いた額 ・入院時食事療養費の助成 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="border: 1px solid black;">課税世帯</td><td style="border: 1px solid black;">なし</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">非課税世帯</td><td style="border: 1px solid black;">あり</td></tr> </table> (5)一部負担金 通院1回530円(月4回まで) 入院1日1,200円 訪問看護 1回250円 (6)事業費負担 県1/2 市町村1/2 (7)窓口 住民福祉課福祉係	課税世帯	なし	非課税世帯	あり	(1)対象者 同左 (2)対象除外 同左 (3)所得制限 <input type="checkbox"/> あり (4)助成内容 同左 ・入院時食事療養費の助成 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="border: 1px solid black;">課税世帯</td><td style="border: 1px solid black;">なし</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">非課税世帯</td><td style="border: 1px solid black;">あり</td></tr> </table> (5)一部負担金 同左 (6)事業費負担 同左 (7)窓口 保健福祉課保健福祉係	課税世帯	なし	非課税世帯	あり	(1)対象者 同左 (2)対象除外 同左 (3)所得制限 <input type="checkbox"/> なし (4)助成内容 同左 ・入院時食事療養費の助成 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="border: 1px solid black;">課税世帯</td><td style="border: 1px solid black;">あり</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">非課税世帯</td><td style="border: 1px solid black;">あり</td></tr> </table> (5)一部負担金 同左 (6)事業費負担 同左 県基準(所得制限)適用外分は10/10 入院時食事療養費の課税世帯は10/10 (7)窓口 福祉保健課福祉係	課税世帯	あり	非課税世帯	あり	入院時食事療養費助成の相違 市町村民税非課税世帯のみ助成...5市町村 市町村民税課税世帯も助成...小国町 所得制限 なし...小国町 あり...5市町村
課税世帯	なし														
非課税世帯	あり														
課税世帯	なし														
非課税世帯	あり														
課税世帯	あり														
非課税世帯	あり														
			調 整 方 針 案												
			長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。経過措置として、制度統一により、対象除外となる人及び対象者のうち入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成17年8月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。												

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 3日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業													
12 福祉・保健・医療	04 保健・医療	01 医療費助成	04 老人の医療費助成													
長岡市	中之島町	越路町														
<p>(1)対象者 65歳以上で老健該当でないもの 常時ひとり暮らしの状態にある方 3ヶ月以上にわたって常時臥床し、日常生活における基本的な動作が困難で他の介助を必要とする状態であり、かつ、状態が継続すると認められる方</p> <p>(2)対象除外 県基準どおり</p> <p>(3)所得制限 あり</p> <p>(4)助成内容 ・医療費の本人負担額から他法負担及び一部負担金を除いた額</p> <p>・入院時食事療養費の助成</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; border: 1px solid black;">課税世帯</td><td style="width: 50%; border: 1px solid black;">なし</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">非課税世帯</td><td style="border: 1px solid black;">なし</td></tr> </table> <p>(5)一部負担金 老人保健法に準ずる</p> <p>(6)事業費負担 県1/2 市町村1/2</p> <p>(7)窓口 国保医療課医療給付係</p>	課税世帯	なし	非課税世帯	なし	<p>(1)対象者 同左</p> <p>(2)対象除外 県基準どおり</p> <p>(3)所得制限 あり</p> <p>(4)助成内容 同左</p> <p>・入院時食事療養費の助成</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; border: 1px solid black;">課税世帯</td><td style="width: 50%; border: 1px solid black;">なし</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">非課税世帯</td><td style="border: 1px solid black;">あり</td></tr> </table> <p>(5)一部負担金 同左</p> <p>(6)事業費負担 同左</p> <p>(7)窓口 保健福祉課福祉係</p>	課税世帯	なし	非課税世帯	あり	<p>(1)対象者 同左</p> <p>(2)対象除外 県基準どおり</p> <p>(3)所得制限 あり</p> <p>(4)助成内容 同左</p> <p>・入院時食事療養費の助成</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; border: 1px solid black;">課税世帯</td><td style="width: 50%; border: 1px solid black;">なし</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">非課税世帯</td><td style="border: 1px solid black;">なし</td></tr> </table> <p>(5)一部負担金 同左</p> <p>(6)事業費負担 同左</p> <p>(7)窓口 保健福祉課福祉係</p>	課税世帯	なし	非課税世帯	なし		
課税世帯	なし															
非課税世帯	なし															
課税世帯	なし															
非課税世帯	あり															
課税世帯	なし															
非課税世帯	なし															
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案												
<p>(1)対象者 65歳以上で老健該当でないもの 常時ひとり暮らしの状態にある方 3ヶ月以上にわたって常時臥床し、日常生活における基本的な動作が困難で他の介助を必要とする状態であり、かつ、状態が継続すると認められる方</p> <p>(2)対象除外 県基準どおり</p> <p>(3)所得制限 あり</p> <p>(4)助成内容 ・医療費の本人負担額から他法負担及び一部負担金を除いた額</p> <p>・入院時食事療養費の助成</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; border: 1px solid black;">課税世帯</td><td style="width: 50%; border: 1px solid black;">なし</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">非課税世帯</td><td style="border: 1px solid black;">あり</td></tr> </table> <p>(5)一部負担金 老人保健法に準ずる</p> <p>(6)事業費負担 県1/2 市町村1/2</p> <p>(7)窓口 住民福祉課福祉係</p>	課税世帯	なし	非課税世帯	あり	<p>(1)対象者 同左</p> <p>(2)対象除外 県基準どおり</p> <p>(3)所得制限 あり</p> <p>(4)助成内容 同左</p> <p>・入院時食事療養費の助成</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; border: 1px solid black;">課税世帯</td><td style="width: 50%; border: 1px solid black;">なし</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">非課税世帯</td><td style="border: 1px solid black;">あり</td></tr> </table> <p>(5)一部負担金 同左</p> <p>(6)事業費負担 同左</p> <p>(7)窓口 保健福祉課保健福祉係</p>	課税世帯	なし	非課税世帯	あり	<p>(1)対象者 同左</p> <p>(2)対象除外 県基準どおり</p> <p>(3)所得制限 なし</p> <p>(4)助成内容 同左</p> <p>・入院時食事療養費の助成</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; border: 1px solid black;">課税世帯</td><td style="width: 50%; border: 1px solid black;">なし</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">非課税世帯</td><td style="border: 1px solid black;">なし</td></tr> </table> <p>(5)一部負担金 同左</p> <p>(6)事業費負担 同左</p> <p>(7)窓口 福祉保健課福祉係</p>	課税世帯	なし	非課税世帯	なし	<p>入院時食事療養費助成の相違 助成なし...長岡市、越路町、小国町 市町村民税非課税世帯のみ助成...3町村</p> <p>所得制限 なし...小国町 あり...5市町村</p>	<p>中之島町、三島町、山古志村の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。経過措置として、制度統一により、対象除外となる人には、平成17年7月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。</p>
課税世帯	なし															
非課税世帯	あり															
課税世帯	なし															
非課税世帯	あり															
課税世帯	なし															
非課税世帯	なし															

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 3日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
12 福祉・保健・医療	04 保健・医療	01 医療費助成	03 老人保健医療費適正化事業	
長岡市	中之島町	越路町		
・在宅保健師による訪問指導事業	なし	なし		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし	訪問指導事業の相違 在宅保健師...長岡市 なし...5町村	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 3日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
12 福祉・保健・医療	04 保健・医療	01 医療費助成	01 老人保健法による医療制度(国制度)	
長岡市	中之島町	越路町		
(1)対象者 70歳以上〔段階的に75歳〕 65歳以上で身体障害者手帳1～3級(一部4級も含む)に該当する方 (2)対象除外 医療保険未加入者 生活保護法の規定による被保護者 (3)一部負担金 老人保健法の規定による (4)事業費負担 老人保健法の規定による (5)窓口 国保医療課医療給付係	(1)対象者 同左 (2)対象除外 同左 (3)一部負担金 同左 (4)事業費負担 同左 (5)窓口 町民課国保年金係	(1)対象者 同左 (2)対象除外 同左 (3)一部負担金 同左 (4)事業費負担 同左 (5)窓口 町民課国保年金係		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
(1)対象者 70歳以上〔段階的に75歳〕 65歳以上で身体障害者手帳1～3級(一部4級も含む)に該当する方 (2)対象除外 医療保険未加入者 生活保護法の規定による被保護者 (3)一部負担金 老人保健法の規定による (4)事業費負担 老人保健法の規定による (5)窓口 住民福祉課受付住民係	(1)対象者 同左 (2)対象除外 同左 (3)一部負担金 同左 (4)事業費負担 同左 (5)窓口 村民課村民係	(1)対象者 同左 (2)対象除外 同左 (3)一部負担金 同左 (4)事業費負担 同左 (5)窓口 町民課町民係		国制度であり、調整不要。

